

基本目標4 子育て当事者が安心して子育てできる環境づくりの推進

子育てや教育にかかる経済的負担を軽減するとともに、地域や職場などと連携し、安心して子育てできる環境を整えます。

基本施策4-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育てや教育にかかる費用の負担を軽減し、誰もが安心して子どもを育てることができるように、経済的な支援策の充実を図ります。

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減【施策4-1-1】

現状と課題

- 「ニーズ調査」では、「子育てに関して日常悩んでいることや不安に思っていること」として、「子育てで出費がかさむこと」と回答した割合が、就学前児童の保護者で49.2%、小学校児童の保護者で60.7%と最も高くなっています。本市が子どもを生み育てやすい環境であることを一層実感できるよう、子育てに係る経済的負担の軽減に取り組む必要があります。
- 本市では、就学前の子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、国の幼児教育・保育の無償化に先駆けて、第2子および第1子の保育料無償化を実施し、子ども福祉医療制度は、これまで段階的に拡充してきており、令和6年の8月からは所得制限を撤廃し、高校生年代までの全ての子どもを対象としています。
- 児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、改定した学校給食費の増額分に加え、物価高騰による食材購入費不足分の支援に努めています。

施策の方向性

○子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ◆ 子どもの医療費、保育料、給食費の完全無償化を順次実施し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。（子ども育成課、子ども福祉課、学事課）
- ◆ 学校給食費の一部を引き続き支援することで、保護者の経済的負担の軽減を図ります。（学事課）

● 第1子保育料無償化事業（子ども育成課）

保育所、認定こども園および認可外保育施設等に入所している児童で所得などの一定の条件を満たす場合に保育料を助成する。

● すこやか子育て支援事業（子ども育成課）

保育所、認定こども園および認可外保育施設等に入所、または幼稚園に入園している児童で所得などの一定の条件を満たす場合に保育料または副食費を助成する。

● 幼稚園副食費補足給付事業（実費徴収に係る補足給付を行う事業）（子ども育成課）

新制度未移行幼稚園を利用する子どものうち、低所得世帯等を対象に保護者が支払うべき食事（副食に限る）の提供に要する費用の一部を補助する。

● 子ども福祉医療費の助成（再掲）（子ども福祉課）

高校生年代までの全ての子どもに対し、所得制限を設けずに医療費の自己負担分の一部又は全部を助成する。

● 児童手当支給事業（子ども福祉課）

高校生年代までの児童を養育するかたに対して児童手当を支給する。

● ファミリー・サポート・センター事業（子育て相談支援課）

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（利用会員）と、当該援助を行うことを希望する人（協力会員）で組織するファミリー・サポート・センターを運営し、地域住民の相互援助活動を促進する。ファミリー・サポート・センター利用料の1／2を助成する。

● 在宅子育てサポート事業（子育て相談支援課）

就学前の児童を在宅で子育てしている保護者に「子育てサポートクーポン券」、第3子以降の児童（小学校就学前、在宅）および当該児童を含めた3人以上の子を養育している保護者に「多子世帯サポートクーポン券」を交付する。

● 学校給食費保護者負担軽減対策費（学事課）

児童生徒の保護者に対し、学校給食費の一部を補助する。

基本施策 4-2 ひとり親家庭の自立支援の推進

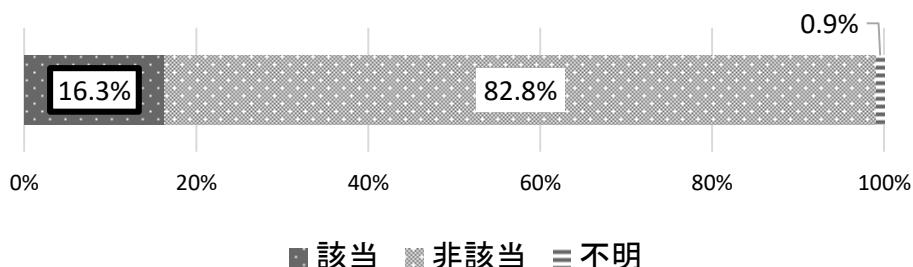
ひとり親家庭が安心して子育てできるよう、就労や学びの支援、経済的支援など自立支援を推進します。

1 ひとり親家庭の自立支援の推進【施策 4-2-1】

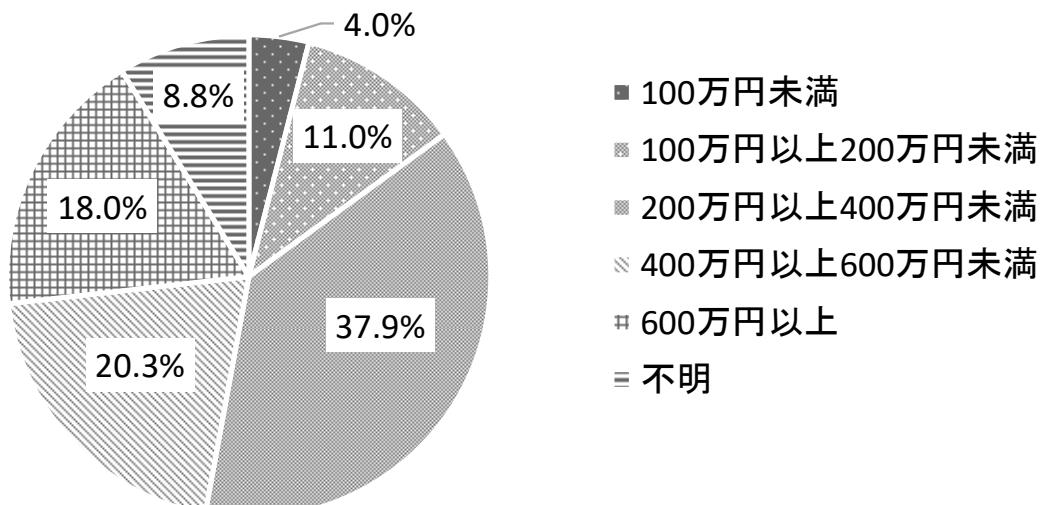
■ 現状と課題

- 令和2年の国勢調査によると、本市における父親又は母親の子（18歳未満）のみで構成されるひとり親世帯の世帯数は3,840世帯となっており、その9割近くが母子世帯となっています。また、令和6年度被保護者調査によると、生活保護費受給世帯のうち、母子と子のみで構成される母子世帯は119件となっており、生活保護受給世帯の約3%となっています。
- 令和4年の国民生活基礎調査では、ひとり親家庭の貧困率は44.5%で、約半数が相対的貧困という結果が出ています。ひとり親家庭は、経済的にも社会的にも厳しい状況が続いている、特に母子家庭では就労率が高いにもかかわらず、非正規雇用や低賃金の場合が多く、働いても生活が苦しいワーキングプアの状態に陥っている家庭が少なくありません。
- 情報や支援制度へのアクセスが十分でないため、支援が届かないケースが多く、このような状況は子どもの心身の健康にも影響を及ぼし、不登校やヤングケアラーといった新たな問題を生み出しています。
- すべての子どもの健やかな成長を図るため、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応することが求められています。

【図表 4-41】ひとり親家庭の割合（生活状況実態調査）

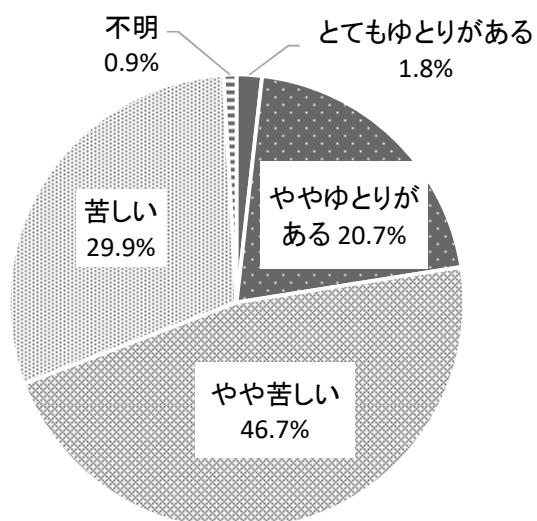


【図表 4-42】ひとり親家庭の世帯収入の状況（生活状況実態調査）

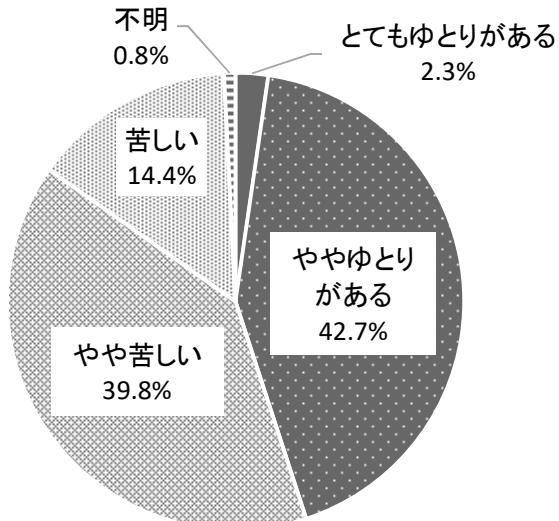


【図表 4-43】ひとり親家庭の世帯収入の状況（生活状況実態調査）

「ひとり親家庭」に該当する世帯の暮らしの実感



「ひとり親家庭」に該当しない世帯の暮らしの実感



【図表 4-44】18歳未満のこどもがいるひとり親の世帯数の推移（秋田市「国勢調査」）

	(世帯)		
	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯	1,824	1,597	1,379
父子世帯	153	146	131
合計	1,977	1,743	1,510

※親子以外の世帯員がいる世帯は含まない

施策の方向性

○ひとり親家庭の自立支援の推進

- ◆ ひとり親家庭の暮らしの安定と児童の福祉向上を図るため、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、相談支援、生活支援、就労支援および経済的支援等の適切な取組を推進します。（子ども福祉課等）
- ◆ 民間団体が実施する「こども食堂」について安定的な運営ができるよう支援を検討します。（再掲）

主な取組・事業

※作成中（以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの）

● ひとり親家庭自立支援事業（子ども福祉課）

就職・転職に役立つ就業支援講習会を開催するとともに、民間で行っている講座を受講した際の受講料を補助する自立支援教育訓練給付金事業を実施する。また、ひとり親家庭の親の就労支援として、安定的に增收が見込める資格取得を支援する高等職業訓練促進費給付金事業を実施する。

● 母子父子寡婦福祉資金貸付事業（子ども福祉課）

母子、父子家庭および寡婦に対し、修学資金・就学支度資金等を貸し付ける。

● 児童扶養手当支給事業（子ども福祉課）

ひとり親家庭等で養育されている児童に対して、児童扶養手当の支給を行う。

● 母子生活支援施設への入所保護（子ども福祉課）

母子家庭またはそれに準ずる世帯を母子生活支援施設に入所させ、生活支援や養育支援等を行う。

● ひとり親施策の情報提供（子ども福祉課）

ひとり親家庭に関する施策等を集約したパンフレットを作成し、ホームページや関係機関を通じて、情報提供を行う。

● 母子・父子自立支援員による相談の実施（子ども福祉課）

母子・父子自立支援員がひとり親家庭の支援に関する総合的窓口として、様々な相談への対応や自立に必要な情報提供を実施する。

●

●

基本施策 4-3 地域における子育て支援の充実

子育て家庭が安心して過ごせる居場所や相談の場を整えるとともに、地域で子育て支援に取り組む活動主体とともに子育てを支える環境を整えます。

1 地域における子育て支援の充実【施策 4-3-1】

現状と課題

- 本市ではこれまで、地域の子育て支援拠点として、子育て交流室（秋田拠点センターアルヴェ 5 階）、各市民サービスセンターの子育て交流ひろば、子ども広場（フォンテ A K I T A 6 階）を整備し、親子のふれあいや保護者同士の交流促進を行っているほか、各地区の民生児童委員協議会による『親子のつどい』等の地域の子育て支援活動への支援や、住民相互の援助活動の促進などを行っています。今後も、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を進めていく必要があります。
- 子育てに対する不安感や孤立感を感じている子育て家庭は多く、家庭内における育児負担は女性に偏っているのが現状です。また、ライフスタイルの変化に伴い子育て家庭のニーズも多様化していることから、地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めてすべてのこどもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進する必要があります。

【図表 4-45】 こどもをみてもらえる親族・知人（複数選択）（ニーズ調査）

就学前児童の親

項目名	回答者数	割合(%)
(日常的に)祖父母等の親族	269	33.1
(緊急時もしくは用事の際に)祖父母等の親族	521	64.1
(日常的に)友人・知人	9	1.1
(緊急時もしくは用事の際に)友人・知人	48	5.9
いない	98	12.1
合計(回答母数)	813	
無回答	4	

【図表 4-46】 子育てに関する悩みや不安の解決方法（複数選択）（ニーズ調査）

就学前児童の親

項目名	回答者数	割合(%)
家族・親族に相談する	660	81.5
友人・知人に相談する	492	60.7
保育所・幼稚園、学校等に相談する	318	39.3
専門の相談機関を調べて相談する	39	4.8
ネットで調べて解決方法を探す	433	53.5
本や雑誌を参考にする	118	14.6
相談したりせず一人で解決する	64	7.9
その他	14	1.7
合計(回答母数)	810	
無回答	7	

施策の方向性

○地域における子育て支援の充実

- ◆ 子育て当事者が、孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、こどもに向き合えるように必要な支援につなげる相談体制の充実を図るほか、地域社会全体での支援を推進するため、各種交流イベントの充実や地域で子育て支援に取り組む活動主体との支援・協力体制を強化します。(子育て相談支援課等)

主な取組・事業

※作成中（以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの）

● 利用者支援事業（基本型）（子育て相談支援課）

子育て交流室に専門職員を配置して、子育て支援サービス等に関する情報提供や相談対応等の支援を行う。

● 利用者支援事業（こども家庭センター型）（子ども健康課）

妊娠期からの相談支援事業（秋田市版ネウボラ）

妊娠届出時等に、母子保健コーディネーター（助産師）が妊婦と面談し、個々人の状況に応じた相談や情報の提供を行う。必要時関係機関と連携しながら継続的な支援を行う。

● 地域子育て支援拠点事業（子育て相談支援課ほか）

子育て交流室（秋田拠点センターアルヴェ5階）や各市民サービスセンターの子育て交流ひろば等において、子育て親子の交流の場を提供し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の支援を行う。

● ファミリー・サポート・センター事業（再掲）（子育て相談支援課）

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（利用会員）と、当該援助を行うことを希望する人（協力会員）で組織するファミリー・サポート・センターを運営し、地域住民の相互援助活動を促進する。

● 在宅子育てサポート事業（再掲）（子育て相談支援課）

就学前の児童を在宅で子育てしている保護者に「子育てサポートクーポン券」、第3子以降の児童（小学校就学前、在宅）および当該児童を含めた3人以上の子を養育している保護者に「多子世帯サポートクーポン券」を交付する。

● 地域の子育て支援活動の支援（子育て相談支援課）

地区民生児童委員協議会等が主催する子育て支援イベントに参画し、協働開催する。

● 子育て支援ネットワーク事業（子育て相談支援課）

市内7地域の子育て支援団体や保育所、幼稚園等子育ての関係者を委員とする子育て支援ネットワーク連絡会の活動を支援するとともに、各連絡会を対象とする研修会および代表者会議を開催する。

● 父親による主体的な子育ての促進（子育て相談支援課）

父親による主体的な子育てを促進するため、父親向けのイベントの開催や情報発信を行う。

- **子育てボランティアの活動促進（子育て相談支援課）**

地域子育て支援拠点施設等で活動する子育てボランティアを育成し、その活動促進を図る。

- **子育て短期支援事業（子ども福祉課、子育て相談支援課）**

保護者の疾病等の理由により家庭での養育が一時的に困難になった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行う。

- **公立保育所在宅子育て支援事業（子ども育成課）**

地域の子育て力の向上に貢献するため、保育所から在宅子育て家庭へ育児に関する情報等を発信するとともに、子育て相談や話し相手に応じるなど、地域の子育て家庭に対する支援を行う。

- **こども誰でも通園制度（子ども育成課）**

満3歳未満の未就園児を対象に、保育所等において就労要件を問わず時間単位で保育する。

- **保育所調理師クッキング教室の実施（再掲）（子ども育成課）**

在宅の親子を対象として、保育所調理師を講師とする幼児期の食事に関するクッキング教室を開催し、子育て中の親子が気軽に集い交流する機会を提供する。

基本施策 4-4 仕事と子育ての両立支援

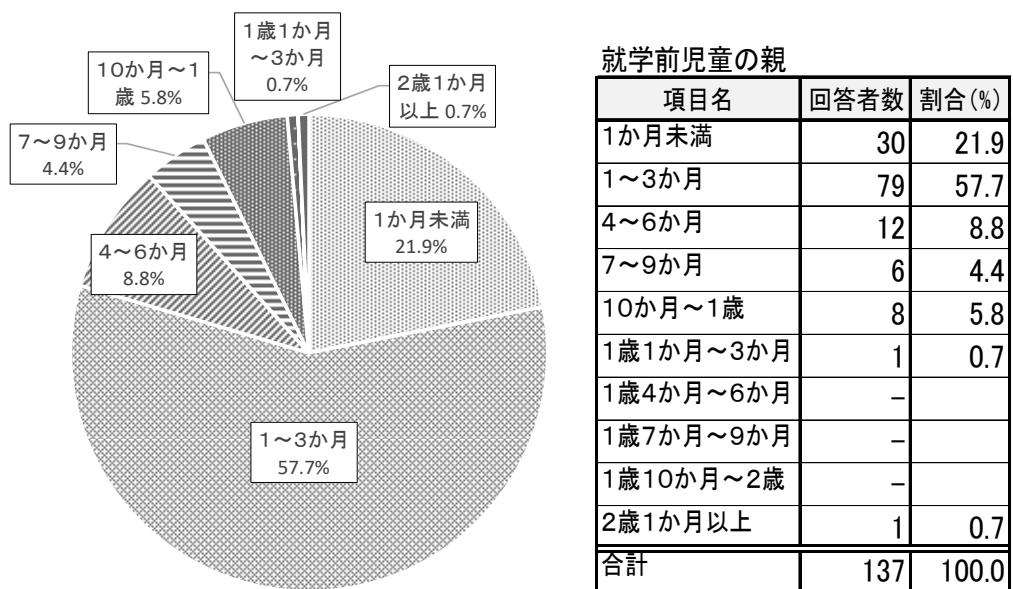
育児休業等の取得が一般化するなど男性の主体的な育児を促進するよう、社会全体で共働き・共育てを推進します。

1 仕事と子育ての両立支援【施策 4-4-1】

現状と課題

- 「ニーズ調査」によると、育児休業を取得した又は取得中の男性（就学前児童の親）は19.8%であり、前回の31年調査時の4.1%から飛躍的に上昇しており、取得期間も1か月以上取得した方が半数以上（56.9%）いました。
- また、「子が病気やけがで教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法（複数回答）」として「父親が休んだ」と回答した割合は59.9%であり、前回の39.8%から20ポイント以上上昇し、「実際にもつつもりの子どもの人数が、理想とする子どもの人数より少ない」理由について、「子育てに対する配偶者の協力が少なく、負担が大きい」と回答した割合は9.0%で前回の14.7%から5.7ポイント減少していることからも、女性に偏りがちな育児負担を男女間で分担することで、女性の負担感が軽減されることが、調査結果から示唆されています。
- このように、男性の主体的な育児参画の意識は向上の傾向が見えるものの、前述の「子が病気やけがで教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法」として「母親が休んだ」と回答した割合は88.5%であり、全体としては依然、育児や家事などの負担が女性に偏っている状況に変わりはありません。
- そのため、このような傾向をさらに促進し、家庭内において育児・家事負担が女性に集中している現状を変え、男女が相互に協力するよう共働き・共育てを推進する必要があります。

【図表 4-47】育児休業からの復帰時期（取得期間・父親）（ニーズ調査）



【図表 4-48】家事時間（1日の生活時間の配分）（ニーズ調査）

家事時間（就学前児童の親）

項目名	母親		父親	
	回答者数	割合(%)	回答者数	割合(%)
30分～1時間未満	—		113	19.3
1～3時間未満	219	28.6	369	62.9
3～5時間未満	314	40.9	81	13.8
5～7時間未満	152	19.8	13	2.2
7～9時間未満	39	5.1	3	0.5
9～11時間未満	17	2.2	4	0.7
11～13時間未満	7	0.9	—	
13時間以上	19	2.5	4	0.7
合計(回答母数)	767	100.0	587	100.0

【図表 4-49】家事時間（1日の生活時間の配分）（ニーズ調査）

育児時間（就学前児童の親）

項目名	母親		父親	
	回答者数	割合(%)	回答者数	割合(%)
30分～1時間未満	3	0.4	43	6.5
1～3時間未満	136	17.6	369	55.4
3～5時間未満	263	34.0	179	26.9
5～7時間未満	162	21.0	50	7.5
7～9時間未満	71	9.2	9	1.4
9～11時間未満	49	6.3	5	0.8
11～13時間未満	28	3.6	5	0.8
13時間以上	61	7.9	6	0.9
合計(回答母数)	773	100.0	666	100.0

施策の方向性

○共育ての推進

- ◆ 国や県などの関係機関と連携しながら、男女が相互に協力しながら子育てをする「共育て」を推進します。
- ◆ 出産、育児、介護等のライフイベントに伴う変化等があっても、多様な働き方が可能となる就労環境の整備を支援し、キャリアの継続および職場への定着を図ります。（企業立地雇用課）
- ◆ 家庭や学校、職場など様々な場において、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを解消し、男女共生意識の醸成を図ります。（生活総務課）

主な取組・事業

※作成中（以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの）

● 育児休業制度等の周知および啓発（企業立地雇用課）

秋田労働局や県と連携しながら、各事業主および勤労者に制度の周知・啓発を行う。

● なでしこ秋田・働く女性応援事業（企業立地雇用課）

女性従業員用のトイレや休憩室、子育てスペース等の整備費を補助する。また、多様な働き方ができるよう女性デジタル人材育成を支援する。

● 男女共生意識の醸成（生活総務課）

男女がともに仕事と生活を両立できるよう男女共生講座やパネル展等を開催し、男女共生意識の醸成を図る。また、誰もが個性や能力を発揮できる環境づくりを推進する。

● 父親による主体的な子育ての促進（再掲）（子育て相談支援課）

父親による主体的な子育てを促進するため、父親向けのイベントの開催や情報発信を行う。

